

山形県安全・安心農産物表示規格

(目的)

第1条 この規格は、やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第4項に基づき、集荷団体等が山形県安全・安心農産物生産規格（以下「生産規格」という。）に基づいて生産した農産物（以下「取組対象農産物」という。）について行う表示の基準を定める。

(取組対象農産物に対する表示の方法)

第2条 認定登録団体（要綱第5条第1項に規定する「認定登録団体」をいう。以下同じ。）は、シール、カード等の表示資材又はダンボール、フィルム等の包装資材への印刷等により取組対象農産物への表示を行うものとする。

2 前項の規定による表示には、原則として別に定める「やまがた農産物安全・安心取組認証マーク使用要領」に基づいて表示するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、表示の具体的な方法及び内容については、別に定める表示マニュアルによるものとする。

(事務所、集出荷場、店頭等における表示)

第3条 認定登録団体は、前条に規定する表示のほか、次に掲げるところにより表示又は掲示を行うことができるものとする。

(1) やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要領第5条第1項に基づき交付を受けた認定登録証及び生産規格第3条第2項に基づき作成した生産工程管理計画書に記載している安全性確保方針を主たる事務所内等に掲示する。

(2) 認定登録団体の事務所、集出荷場、小売店舗等の建物の外壁又は内壁に看板、パネル等で掲示する。この場合において、当該看板、パネル等には次に掲げる事項を表示するものとする。

① 「やまがた」及び「安全・安心取組認証取得」の文字

② 第2条第2項(1)の認証マーク

③ 取得期日

④ 認証機関名

⑤ 認定登録団体名

(3) のぼり、チラシ、ポップ等の販売促進資材における表示は別に定めるところによる。

(表示禁止事項)

第4条 認定登録団体は、次に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる情報を表示すること
- (2) 取組対象農産物に、この規格に反した表示をすること
- (3) 認定登録団体が、取組対象農産物以外の農産物についてこの規格に則った表示をすること
- (4) その他農産物の品質を誤認させるような文字、図柄、写真その他の情報を表示すること

附 則

この規格は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条については平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規格は、平成31年4月1日から施行する。